

●香川県告示第145号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する第15条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

株式会社富士クリーン 香川県綾歌郡綾川町山田下2994番地1

代表取締役 馬場 太郎

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

香川県綾歌郡綾川町西分字大小屋乙746番1、乙747番1、乙747番7

香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748番13、乙748番15、乙748番17、乙748番19、乙748番20、乙748番21、乙748番22、乙748番23、乙748番24、乙748番25、乙748番26、乙748番27、乙748番33、乙748番42、乙748番43、乙748番54、乙748番55、乙748番56、乙748番57、乙748番61、乙748番63、乙748番64、乙748番66、乙748番81、乙748番86、乙748番104、乙748番105、乙748番106、乙748番107、乙748番108、乙748番109、乙748番110、乙748番111、乙748番112、乙749番1、乙749番2、乙749番9、乙749番10、乙749番21、乙750番8、乙750番11、乙751番1、乙751番2、乙752番1、乙752番2、乙752番3、2755番、2756番1、2756番3、2757番1、2757番4、2757番8、2757番14、2762番、2763番1、2763番2、2765番乙、2765番3、2804番、2804番2、2805番1、2805番2、2805番4、2805番5、2806番2、2807番、2809番4、2810番2、2817番乙、2817番2

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型最終処分場）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの

ただし、これらのうち、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含む。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。（水銀回収が必要なものを除く。）
水銀含有ばいじん等	含む。（水銀回収が必要なものを除く。）

5 申請年月日

令和4年3月30日

6 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県環境森林部廃棄物対策課

香川県中讃保健福祉事務所環境管理室

綾川町住民生活課

(2) 縦覧期間

令和4年4月19日（火曜日）から同年5月19日（木曜日）まで

7 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年6月2日（木曜日）

(2) 提出先

高松市番町四丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課

(3) 記載事項

ア 生活環境保全上の見地からの意見

イ 意見書提出者の氏名及び住所

ウ 対象事業の名称（株式会社富士クリーンの産業廃棄物処理施設）

(4) 提出上の注意

意見書の形式は特に問わないが、日本語により記載すること。